

10月27日（日）は 衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

投票時間は、午前7時から午後8時までです

◎投票資格

今回の選挙は、令和6年7月14日以前に板柳町に転入届をし、かつ平成18年10月28日以前に出生した方が投票できます。

◎投票の方法

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙を先に行い、次に衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を同時に行います。
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票は、投票用紙の所定の位置に候補者の氏名を自書して『小選挙区選出議員選挙』と表示してある投票箱に入れて下さい。
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙の投票は、投票用紙の所定の位置に政党名等を自書して『比例代表選出議員選挙』と表示してある投票箱に入れて下さい。
- 4 最高裁判所裁判官国民審査の投票は、投票用紙に印刷されている裁判官の中で、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に×印を記入し、やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も記入しないで『最高裁判所裁判官国民審査』と表示してある投票箱に入れて下さい。

■期日前投票

- 1 期日前投票は、選挙の当日に職務や業務に従事する場合または何らかの用務で自己の投票区の区域外にいる場合や病気・出産・負傷などのため当日投票所へ行けない人が対象となります。
- 2 期日前投票は、**10月16日（水）から10月26日（土）まで、毎日午前8時30分から午後8時まで福祉センター1階健康相談室**で投票できます。
- 3 期日前投票をする人は、宣誓書（選挙管理委員会にあります）に署名をして提出して下さい。（印鑑は不要です）
- 4 期日前投票をする人は、入場券（ハガキ）をご持参下さい。
（入場券がまだお手元に届いていない場合は、入場券を持参しなくても本人確認をして投票をすることができます。）

■不在者投票

不在者投票には

- ・板柳町以外の市町村の選挙管理委員会における不在者投票
- ・指定病院、指定老人ホーム等における不在者投票
- ・郵便等による不在者投票（身体に重度の障害がある方）

などの種類があり、不在者投票の対象となる方や手続きは種類によって異なりますので、詳細については選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

板柳町選挙管理委員会
電話 73-2111（内線240、241）

（裏面もご覧ください）

◎皆さんの投票所は次のとおりです。

※投票所へは入場券（ハガキ）を忘れずにご持参ください。

| 投票区 | 投票所名 | 区 域 |
|------|---------------------|-------------------------------|
| 第 1 | 板柳町福祉センター | 川端町、仲町、表町、博労町、大町、田中錦町、東雲町、文京町 |
| 第 2 | 老人憩の家 | 実町、栄町 A、栄町 B、大蔵町、常盤町 |
| 第 3 | いたや町集会所 | 三千石、赤田、広栄町 A、広栄町 B、双葉町、いたや町 |
| 第 4 | 掛落林会館 | 掛落林、小幡 |
| 第 5 | 野中会館 | 石野、野中 |
| 第 6 | 小阿弥小学校 | 大俵、日新、五幾形、狐森、高増 |
| 第 7 | 柏木会館 | 柏木、牡丹森 |
| 第 8 | 太長会館 | 太長、深味 |
| 第 9 | 横沢会館 | 横沢 |
| 第 10 | 飯田会館 | 飯田 |
| 第 11 | 旧沿川第二小学校 | 滝井、館野越、上常海橋、菴子、四ツ谷 |
| 第 12 | 沿川北部地区 多目的研修センター | 下常海橋、沖、夕顔関、五林平 |

※開票は、「板柳町多目的ホールあぶる」において、10月27日（日）午後8時45分から開始となります。